

## 第3章 失業者対策とボランティア活動

### 第1節 失業者対策

#### 1 AWT 政策

オーストラリア協働 (Australian Working Together 以下 AWT と表記する)政策は連邦政府により国全体の社会保障システムをより適格に、個別事情に即した形にする「初めの一步」と位置づけられて 2002 年 7 月に導入された。AWT 政策はすべての所得補助を受けている労働世代 (老齢年金受給世代<sup>19</sup>以前) を対象にしたもので、就労機会の拡大を図ることにより、結果的に扶助費支出を削減することを目指している。AWT 政策により、いくつかの所得補助は整理統合され、ボランティア活動は所得補助の選択的受給要件の一つとも言えるものになった。ボランティアリングオーストラリアが、ボランティア活動の基礎的な概念として、「何らかの手当てや年金を受給するために強制されるものではない」と明示しているのには、このような背景がある。

#### 2 AWT 政策導入の経緯

30 年前は労働世代の 20 人に 1 人しか受給していなかった所得補助だが、AWT 政策導入時点では 5 人に 1 人、約 250 万人の人が受給していた。導入前のシステムでは受給者の 60% が求職活動をすることも、なんらかの形で地域に還元することも求められていなかった。さらに、85 万人の子供が、家庭の中で誰も就労していない世帯で育っていた。そのような子供達は、学校を早くに辞めてしまい、所得補助を受給して生活するようになる傾向が強いと言われている。これに対し連邦政府は、これらの多くの所得補助を受けている人に対して、適切な時期に適切な援助を施していないことに問題があると捉えていた。

そこで連邦政府は、彼らが職を得られるように支援することが、何よりの助けになると検討を始めた。しかし、職に就いていないこれらの人全員が、就労するための十分な能力や経験があるわけでもない。そこで、AWT 政策が目指したのは、所得補助を受けている人に対して、就職あっせんをすると同時に、必要に応じて今後就職するのに必要な技能を身に付けるための支援をすることであった。

なお、2003 年 9 月には一括政策としての AWT 政策は役目を終えたと位置付けられ、現在は個別的な政策に引き継がれている。

#### 3 個別政策

AWT 政策には次の個別政策が含まれた。

- 個人支援プログラム (Personal Support Programme)

ホームレス、薬物・アルコール依存症、精神病、配偶者やパートナーからの暴力等個別の問題を抱えた特別なサポートを要する人を対象にした援助

- 就職支援 (Transition to Work)

50 歳以上の人や主に育児を担っていた人を対象にした、仕事をしたことがない人や働い

---

<sup>19</sup>男性は 65 歳以上。女性は生年により 62 歳以上であるが、2014 年までに段階的に 65 歳以上に引き上げられる。

たことはあるが2年以上ブランクがある人のための援助。所得補助受給者でなくともこのサービスは受けられる。

具体的には面接の受け方・履歴書等の書き方の指導、専門学校（Technical And Further Education）が提供するコンピューター講座等への参加、運転免許証取得に向けた援助等である。該当者は無料で受講できる。

- ワーキングクレジット（Working Credit）

カジュアル勤務やフルタイムの仕事をはじめたばかりの人がしばらく所得補助を減額されずに受け続けられるプログラム。勤労所得を得たために、所得補助受給要件のひとつである収入要件を超えてしまい、かえって手取りが少なくなってしまうと、勤労意欲を妨げることになる。それを防ぐ目的と、就労環境が不安定な傾向があるので、たとえ仕事を失ってしまっても、すぐに困るようにはならないようにする目的がある。

- 基礎的能力支援（Language, Literacy and Numeracy Supplement）

語学や計算など基礎的な能力を身に付ける講座を受講している人に対して付随してかかる費用を補助する。具体的には追加的に2週間につき\$20.80を支給する。

## 第2節 労働世代が受給する所得補助

### 1 所得補助の種類

所得補助の窓口はセンターリンク（Centrelink）である。この所得補助には老齢年金も、子育てにかかる手当も、失業者（生活困窮者）に対する手当も含まれる。ここでは、求職活動をしている人を対象にしたAWT政策が影響を与える、青少年手当（Youth Allowance）と転職手当（New Start Allowance）<sup>20</sup>について取り上げる。なお、AWT政策によりパートナーが何らかの所得補助を受給している1955年以前に生まれた人を対象にしたパートナー手当（Partner Allowance）と60歳以上老齢年金受給世代前の失業者を対象にした中年手当（Mature Age Allowance）は転職手当に整理統合され2003年9月に廃止された。

### 2 青少年手当

青少年手当は、オーストラリアの在住条件<sup>21</sup>を満たし、次のいずれかを満たす人を対象にした所得補助である。

- 16歳から24歳で、全日制の学校に就学している。
- 16歳から20歳で、
  - 「フルタイムの仕事を探している」
  - 「ボランティアなどの認められた活動をしている」
  - 「一時的に病気などの理由で活動要件を免除されている」のいずれかを満たす。

---

<sup>20</sup> 青少年手当、転職手当とも Social Security Act 1991 による。

<sup>21</sup> 申請時にオーストラリアにて、次の要件を満たすこと

- オーストラリアに定住していて、「オーストラリア国民である」か「オーストラリアの永住権をもっている」か「特別な区分の査証を持っている」のいずれかを満たす。
- オーストラリアに移住してから2年以上経過している。

- 25 歳以上で、全日制の学校に就学<sup>22</sup>している（25 歳になる以前に申請していて、同じ課程にある）。

さらに、資産要件と年齢や家族状況、就学状況に応じて細かく区分のある収入要件がある。受給中は活動要件（Activity Test）<sup>23</sup>を満たし<sup>24</sup>、ボランティアなどの決められた活動をするのが義務付けられている。

支給金額は満額で表 10 のとおりである。

表 10 青少年手当支給額（状況ごと上限）

状況	金額（2週間に付き）
単身(子供なし, 18歳未満, 親と同居)	\$178.70
単身(子供なし, 18歳未満, 親と別居)*	\$326.50
単身(子供なし, 18歳以上, 親と別居)*	\$326.50
単身(子供なし, 18歳以上, 親と同居)	\$214.90
単身(子供あり)*	\$427.80
夫婦(子供なし)*	\$326.50
夫婦(子供あり)*	\$358.50
21歳以上で長期の失業者または成人移住者用英語学習者(単身, 親と同居)	\$263.90
21歳以上で長期の失業者または成人移住者用英語学習者(単身, 親と別居)	\$396.60
21歳以上で長期の失業者または成人移住者用英語学習者(夫婦, 子供なし)	\$358.50

(\*家賃補助が追加的に受けられる可能性あり)

(参考 : Centrelink 2005 年 1 月現在)

### 3 転職手当

オーストラリアの在住条件を満たす 21 歳以上で老齢年金受給対象年齢前の失業者を対象にしたものである。受給には、自ら業を興していないこと、資産要件、収入要件を満たすことが必要である。

また、受給中は活動要件（Activity Test、50 歳以上の受給者は具体的な中身は変わらないが、より柔軟な扱いの Participation Agreement になる）を満たさなければならない。青少年手当同様、病気やけがで活動要件を免除される場合もある。受給できる期間に限りはない。支給金額は満額で表 11 のとおり。

<sup>22</sup> 修士、博士課程は対象外

<sup>23</sup> 就職活動をする、紹介された仕事・面接は受けること、認可された訓練は受講すること、正当な理由がなければ講座・職を辞めないこと、など

<sup>24</sup> 全日制の学校で就学している、病気、世話をしなければならない子供が居るなどの条件により免除される人もいる。

表 11 転職手当支給額（家族状況ごと上限）

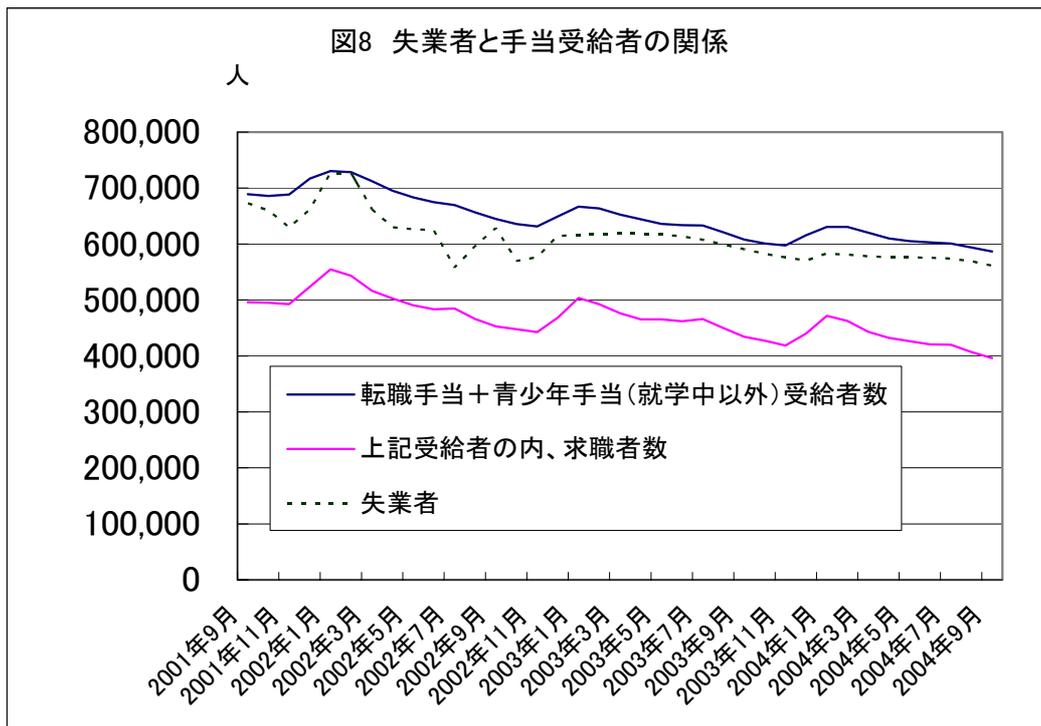
状況	金額（2週間に付き）
単身(子供なし)	\$394.60
単身(子供あり)	\$426.90
単身(60歳以上または受給後9ヶ月以上)	\$432.70
夫婦(一方に付き)	\$356.00

（参考：Centrelink 2005年1月現在）

#### 4 その他

その他追加的な手当として、家賃補助や電話代補助、薬代補助が状況によって受給できる。また、へき地に住んでいる場合は、収入や資産によらず家族状況に応じて受けられるへき地手当もある。

失業者と求職活動をしている転職手当及び青少年手当（就学中以外）の受給者数の関係は、図8のとおりゆるい相関関係がある。また、転職手当及び青少年手当（就学中以外）受給者の中で求職活動をしている人数の変化と全受給者数の変化は明らかな相関関係があることから、常態として求職活動をしなくて、これらの手当を受給している層があることが分かる。



（出典：The Australian Bureau of Statistics, Labour Force, Cat.6202.0, November 2002, December 2003, January 2005 及び Australian Government Department of Family and Community Services, Monthly Profile of Labour Market and Related Payments, September 2003, September 2004<sup>25</sup>）

<sup>25</sup> Monthly Profile of Labour Market and Related Payments の所管は 2004 年 10 月以降連邦雇用就労環境省（Department of Employment and Workplace Relations）に移管された。

### 第3節 所得補助受給とボランティア活動の関係

#### 1 求職者である所得補助受給者を対象にした政策

AWT 政策の一部として、より個別対応化した審査やサービスが提供されるようになり、求職者は多くの職業訓練の機会が得られるようなサポートシステムが導入された。

例えば、三ヶ月を越えて所得補助を受けている場合は求職訓練 (Job Search Training) が受けられる場合がある。求職訓練とは、仕事を探す能力の向上、履歴書の書き方や面接の受け方、電話の受け方などを指導するものである。

また、所得補助を六ヶ月以上受給している場合は、求職者は求職活動に加えて年齢に応じて、決められた活動をするを求められるようになった。決められた活動とは、コミュニティワーク、パートタイム(有給)、就学のいずれかの活動をする、あるいはミューチャルオブリゲーション (Mutual Obligation) をすることである。

ここで、コミュニティワーク (Community Work) とは、コミュニティワークコーディネーター (Community Work Coordinator、連邦政府の職員) によって調整されたボランティアの仕事を目指す。コミュニティワーク、パートタイム(有給)、就学のいずれかの活動をするとき、求められる従事時間は表 12 のとおりである。

表12 コミュニティワーク等の必要従事時間 (時間/26週)

	コミュニティワーク	パートタイム (有給)	就学
18歳～20歳	200	130	100
21歳～39歳	240	130	100
40歳～49歳	150	130	100

(参考 : Centrelink)

ミューチャルオブリゲーションとは、「地域に助けられている分は地域に還元すべき」という発想のもと、次のような活動をするのである。

- 14 週間の徹底的な職探し後、もっと求人が多い地域か、自分の能力をより必要としている地域へ引越する
- 求職訓練 (Job Search Training) を受ける
- 就職あっせん職業訓練プログラム (Job Placement, Employment and Training) <sup>26</sup> に参加する
- 基礎的能力訓練 (Language, Literacy and Numeracy Training) <sup>27</sup> を受ける
- グリーンコープス (Green Corps) <sup>28</sup> に参加する
- 地域就労能力開発プロジェクト (Community Development Employment Projects) <sup>29</sup> に参加する
- オーストラリア 成人移住者用 英語学習プログラムに参加する

<sup>26</sup> 15 歳～21 歳を対象にしたホームレスにならないように促すプログラム

<sup>27</sup> 語学、計算の能力を身に付ける講座。週 6～20 時間、400 時間まで必要に応じて受けられる。

<sup>28</sup> 17 歳から 20 歳を対象にしたオーストラリアの自然環境と文化を保護再生させることを目的としたボランティア活動

<sup>29</sup> アボリジニなどを対象にした就労能力を高めるプロジェクト

- 職業訓練プログラム（Job Pathway Program<sup>30</sup>、New Apprenticeship Access Program<sup>31</sup>）に参加する
- 軍隊<sup>32</sup>に志願する
- ワークフォーザドール（Work for the Dole）<sup>33</sup>に参加する
- ボランタリーワーク（Voluntary Work）<sup>34</sup>をする

50歳以上の所得補助受給者も、受給資格を満足するために求職活動をしなければならないが、求職活動の程度が受給期間により軽減される<sup>35</sup>。また、活動要件（Participation Agreement）として活動することを求められるが、50歳未満を対象にしたミューチャルオブリゲーションに比べて幅広い活動が認められる。これは、50歳以上の求職者の方が職を得るのは若年層より難しく、また多くの50歳以上の労働者は既に様々な技能を身につけていることによる。加えて早期リタイアは、本人の肉体的技術的能力の衰えを招き、資産状況を悪化させる。また、コミュニティからの孤立の危険が高く、低収入のために乏しい医療環境の老後をもたらすため、政府としては長く働きつづけられるように促す制度にしている。

つまり、AWT政策のもと労働世代で所得補助を受けている多くは、求職活動をしながら職業訓練を受けるか、何らかのボランティア活動をすることを求められている。職業訓練については受講することをセンターリンクの担当者に認められる必要がある。

## 2 求職者がボランティア活動にかかわる意義

所得補助受給者の多くは、様々な能力や職業経験を有する、地域の状況をよく知っている当該地域の人であるため、ボランティア活動を通じて新たに地域活動にかかわることにより、既存のボランティア組織にも良い効果がもたらされる。

ボランティア活動をすることで、所得補助受給者は、チームワークや仕事の進め方を学ぶことができ、責任感やリーダーシップ、問題解決能力を養うことができる。また、年齢や活動時間に応じて研修単位（Training Credit）が与えられ、所得補助受給者が受講したい仕事につながる技能を身に付ける講座を受ける費用に充てることができる（表13）。

<sup>30</sup> 14歳から19歳を対象にした進学、職業訓練のサポートをするプログラム。

<sup>31</sup> 新技術見習生制度

<sup>32</sup> Defence Force Reserve。パートタイムである。有事にまず派兵されるのはDefence Forceの隊員で訓練の仕方も異なる。

<sup>33</sup> コミュニティワークコーディネーターによって調整された地域や自治体などのボランティア活動。職務経験を積むことで就職機会の拡大を図る。導入経緯の違いによりコミュニティワークとは異なり、具体的には例えば、対象者がワークフォーザドールは青少年手当と転職手当、養育手当（Parenting Payment, 16歳未満の子を養育する生活困窮者が対象）の受給者であるのに対し、コミュニティワークは18歳から65歳のすべての所得補助受給者である。

<sup>34</sup> コミュニティワークコーディネーターが関わらない、センターリンクの助言による、ボランティア活動。研修単位を得ることはできない。40歳以上の受給者がやる場合が多い。

<sup>35</sup> 50歳から59歳までで既に9ヶ月以上受給している人は、2週間に4回の面接を、60歳以上の場合は2回の面接を受ければよい。

表 13 ボランティアに従事する時間と受け取れる研修単位の額

ボランティアに従事する時間(時間)		研修単位の額
21歳未満	21歳以上	
200	240	\$500
255	315	\$650
310	390	\$800

(参考 : Centrelink)

ワークフォーザドールでは、6ヶ月間9時～17時、週2日ボランティア活動に従事するのが一般的である。コミュニティワークコーディネーターと調整の上で決まった時間によらない形で従事することもできるが、最低従事しなければならない時間は決められている(表 14)。

表 14 ワークフォーザドールと認められるのに最低必要な従事時間 (年齢別)

年齢	最低従事時間 (時間/2週間)
18歳～20歳	24
21歳～39歳	30
40歳以上	12

(参考 : Centrelink)

つまり、ワークフォーザドールに参加するかコミュニティワークをしている、40歳未満の所得補助受給者は、ある程度の研修単位を得るのに必要な従事時間を、自ずとこなしていることになる。研修単位を使って受けられる講座は観光業、建設業、工業、小売業、園芸、農業、ITの技術と幅広く、運転免許証取得のため教習所の費用もこれをあてることができる。

## 第4章 ケーススタディ

### 第1節 市が関与しているサービスに関するボランティア活動

#### (モスマン市 (Mosman Municipal Council, NSW 州)の場合)

市が関与しているサービスにボランティアを活用している事例としてモスマン市の例を挙げる。具体の業務内容<sup>36</sup>は次のとおりである。

- 交通・輸送  
12席用小型バスでシドニー中心部まで住民を送迎するサービスの運転手や、高齢や障害のために公共交通機関を使い難い住民に対し、自家用車で病院等に送迎するサービス
- 給食サービス  
弁当配達サービス (Meal on Wheels、温めるだけで食べられるような冷凍食品を作る調理補助 (9:30 から2時間。各ボランティアの活動は1～4週に1回) と配達(11:00 から2時間。1～4週に1回)) 及びコミュニティレストラン (シニアセンターにあるレストランで週2回 (火曜日と金曜日) 昼食を提供するサービス。調理を除く、テーブルの準備・片付けと食べる手伝いをする。各ボランティアの活動は週1回か2回)
- 高齢者・障害者を対象にしたサービス  
シニアセンターでのコンピューター教室の講師 (週1コマ以上)、援助を必要とする家庭の定期(週1回から2週間に1回)訪問及び買い物等の補助、ナーシングホームやホステル<sup>37</sup>を定期的に訪問する話し相手、高齢者や障害者を常態で介護している人の相談相手
- ブッシュケア (第3節1参照)  
月平均3時間ブッシュケア活動をする。グループの状況によって活動時間を伸ばしてもかまわないが、週16時間以上活動してはいけない
- 図書館サービス  
ホームライブラリーサービス (活動は2週間に一度。図書館と利用者間の配達のみ)、地域歴史研究 (地域の歴史を保存するために古くからの住民から聞き取り調査。建物の歴史調査。家系図調査。及びこれら3種の展示補助の4種類活動がある)
- 美術館サービス  
美術館の受付 (1回3-4時間。2週間から1ヶ月に1度の輪番)、美術館での説明 (月に一度。研修を受ける必要がある)、収蔵品や展示品の説明を用意するための調査、美術館で催される特別行事の補助 (食事の用意などを含む)
- 青少年を対象にしたサービス  
学童保育・就学前児童の一時預かり保育の職員の補助、ユースプログラムの運営委員 (12歳から19歳に限る)

<sup>36</sup> モスマン市はシドニー北部の高級住宅地である。森林地帯を多く抱える地域では山火事消防隊が配置されたり、観光地では観光のボランティアがいたり、地域によって活用するボランティアの業務内容は異なる。本例は最大公約数的なものである。

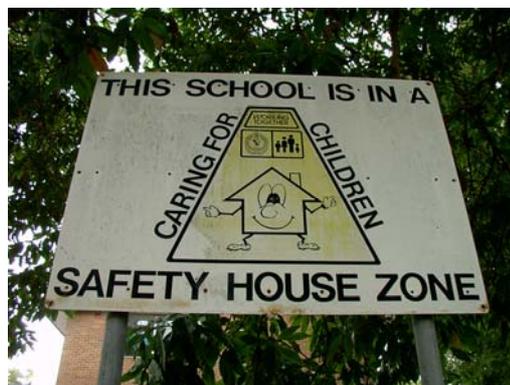
<sup>37</sup> ナーシングホームは要介護度の高い高齢者を対象にした施設で、ホステルは身の回りの世話などの援助が必要な高齢者を対象にした施設

- 子供を対象にしたサービス

こども 110 番の家（子供達が変質者に追いかけられたりして不安を感じた時逃げ込めるように、プログラムに参加している家庭等に看板が掲示してある。学期ごとの会合に出席する必要がある）



子供服店の店先で撮影



公立小学校の塀沿いに掲示

- 警察の補助をするプログラム

警察の催事の手伝い、目撃者の補助、災害時の補助など

（ただし、青少年や子供を対象にしたサービスや警察の補助をするプログラムにかかわるボランティアは事前に、犯罪履歴調査を受ける必要がある。）

これらのボランティア活動の募集は、部署ごとでもなされているが、ボランティアを管理する部署でも全体をまとめて行っており、ボランティアの権利や保険について説明するとともに具体の業務内容が一覧になって紹介されている。

## 第2節 図書館とボランティア（ウーロンゴン図書館の場合）

### 1 図書館でのボランティア活用

ウーロンゴン図書館で活動しているボランティアはハウスバウンドサービスに従事する30名と家系図調査サービスに従事する4名に限られている。返却された本を書架に返す作業などに対しボランティア活動の申し出はあるが、職員組合との関係でこの2種類に限られている。

活動するボランティアはいずれもリタイヤした人や主婦が多い。性別ではいずれも女性の方が多いが、ハウスバウンドサービスの方がその傾向が顕著である。

### 2 ハウスバウンドサービス（Housebound Service）

#### （1）活動内容

ハウスバウンドサービスとは、高齢や病気、介護などの理由により家を出られない図書館利用者に対し、図書館職員やボランティアが代わりに毎月1回書籍・雑誌・CD・カセ

ットブックなどを選んで家まで届けるサービスのことをいう。オーストラリアでは比較的一般的な図書館サービスの一つで、自治体<sup>38</sup>によっては「ホームライブラリーサービス (Home Library Service)」と称しているがサービス内容は基本的に同じである。

2004年11月現在の利用者は約110名である。利用者の性質上、入院したり、転地療養で転居したりして利用者の入れ替わりがある。活動しているボランティアは30名であるが、利用者の要望をボランティアだけで満足させるには足りていない。ボランティアの人数が必要数に届かない理由は、ボランティアの応募者がいないからではなく、労働組合との関係で最多30人と決められているからである。サービスの性質上、定員を定めて超過した利用者は待機ということにはし難いこともあり、必要な労力は正規図書館職員が加わることで補っている。

各ボランティアの活動は2週間に1回か、月1回程度が多い。基本的には、各ボランティアが「担当の利用者」という形で、書籍等の選定から配達・回収までを行うが、選定のみ、配達・回収のみのボランティアもいる。ボランティアの募集は、図書館内に掲示をしたり、地域情報誌に広告を出したり、ボランティアリングイラワラに依頼したりして行う。応募者は、正規図書館職員との面接を受け、日程等を調整して活動を始める。

配達は、図書館で用意した専用袋に本を詰めて行き、その折、前回配達したものを回収する(各利用者用の専用袋は2組ある)。中身の確認は図書館に戻ってから行う。書籍等の紛失は珍しくなく、カセットブックやCDの破損はしばしばおこる。目の不自由な人が利用者が多いため、正しくカセットテープ等を操作することが困難なためである。それゆえ、ある程度の紛失破損は当初から見込んでいる。

書籍等の選定は、利用申し込み時の面接で読書傾向などを確認し、それに基づいて行う。配達時に希望を伝える利用者や、新刊案内などを利用して具体的に借りたいものを伝える利用者もいる。

## (2) 問題点

### ア 犯罪履歴調査

通常、高齢者を対象にしたサービスを提供する業務につく人は、犯罪履歴がないかのチェックを受けることを求められる<sup>39</sup>。これは、ボランティアでも例外ではないのだが、ハウズバンドサービスに従事するボランティアは受けていない。同じく市が運営している高齢者ディケアサービスの場合には、市も本人も負担なく警察は証明を発行してくれているが、ハウズバンドサービスのためには一人あたり36ドルの負担<sup>40</sup>を求められる。今のところ大きな問題もなく、市も負担するような予算を組んでいない(本人に負担させるわけにもいかない)ので受けていない。しかし、過去には犯罪履歴のある人がボランティアに参加していることがうわさになり、市もボランティアも利用者も不愉快な思いをしたことが

<sup>38</sup> City of Ryde、Hornsby Shire Council など

<sup>39</sup> NSW州高齢者障害者在宅介護省 (Department of Ageing, Disability & Home Care) では運営規範として同省で運営するケア施設の従事者に対し犯罪履歴調査を行うこととしている。

<sup>40</sup> Police Records Check for Entitlements による。2005年1月現在。名前と生年月日で履歴照会をかける。ほかに、名前、生年月日、指紋で照会をかける履歴調査もある。

あった。一般に、利用者の中には無用心すぎたり、逆に疑り深過ぎたりする人もいる。一概に犯罪履歴を調査すれば解決する問題でもないだけに、調査を無料で受けられるように警察に働きかけるのが良いのか、今のままの方がよいのか、市では取り扱いに悩んでいる。

#### イ 利用者との関係

利用者の中には玄関外に返却のために専用袋を置いておき、最初の面接以来一度も顔を合わせていないような人もいる。ボランティアの多くが人とのつながりを求めている中で、感謝の一言もないのは、無償であるボランティアのやる気をそぐ。

また、単に孤独を紛らわすために苦情の電話をかける人もいる。ボランティアが本を届けると「読みたいと頼んでいる分野の本ではない」とボランティアを取りまとめる図書館担当者に電話をかけ、次回に指定された分野の本を届けると再び「読みたいと頼んでいる分野の本ではない」と電話がかかるということを繰り返す。また、ボランティアの都合で1,2日配達がずれると「来ない」とパニックに陥る利用者や配達用専用袋にゴミを詰めるような極めて不衛生な利用者もいる。このような利用者は、ボランティアには負担が大きすぎるため、ボランティアの取りまとめをしている正規図書館職員が担当する。

#### ウ その他

ボランティアの権利としてボランティアリングオーストラリアでは「ボランティア組織のために支払った費用は弁済される」としているが、今のところ、ボランティアが配達するためにかかるガソリン代を支給していない。

市がボランティア保険に加入しているので配達中の自動車事故などは補償される。ただ、市の加入しているボランティア保険は85歳以上を対象としておらず、現在83歳のボランティアがいるため、彼らが保険の対象とならない年齢に達したときの対応が課題になる。

### 3 家系図調査サービス (Family History)

家系図調査サービスとは、地域や家族の歴史を調べるサービスである。インターネットで公開されている出生、結婚、死亡の情報や、図書館で持っている地域の情報から家系図を作っていく。このような情報は広く公開されているので、子孫でもないボランティアでも調べることができる。ボランティアだけで対応しており、現在4名が活動している。

サービスは毎週金曜日の午前中提供され、ボランティアが交替で担う。ボランティアの中には同じサービスをする別の図書館に応援に行く人もいる。

このサービスに参加するボランティアは、もともと自分の家系図に関心があり、調べているうちに「ほかの人の手伝ったら面白い」と考えるようになったという人が多い。

### 4 コミュニティ情報住所録サービス (Community Information Directory)

コミュニティ情報住所録サービスは図書館が提供するボランティアに関するサービスで

ある。年一回作成する冊子形態のものと、2週間に1度更新するインターネット公開<sup>41</sup>のものがある。

コミュニティグループの運営は個人で行っていることが多いため、連絡先の変更ばかりでなく、活動も短い単位で休止したり、止めたりすることが多い。そのため、年1回郵便で掲載しているすべてのグループと連絡を取り、情報の更新を行っている。冊子版は活動内容別で編集されたものと、グループ名 ABC 順で編集されたものの2種類がある。活動内容、連絡先（氏名、電話、電子メールなど）などを掲載している。

関連して、学校（幼稚園等含む）の所在地一覧、スポーツ施設の所在地一覧（転入予定者からの問い合わせに応じるため）や、ファックスやコピーのサービスを提供している企業など、一部営利企業の情報も含めた市民が必要と考えられる情報を提供している。近日開催のイベント情報も提供しており、こちらも行政が関わっているものばかりでなく営利企業が開催するイベント情報も提供している。

### 第3節 ブッシュケア（Bush Care、ウーロンゴン市の場合）

#### 1 ブッシュケアとは

雑木林や湿地、河原などの緑を維持保全するための活動。植林など再生行為も含む。地域コミュニティによるケア対象地は公有地<sup>42</sup>に限られる。主目的は環境保護であり、オーストラリア古来種の保存である。ブッシュファイヤ(山火事)の防止も目的のひとつであるが、ブッシュファイヤ防止だけが目的ならばむしろ切ってしまったほうがよい場合もある。

一口に環境保護といっても、地元コミュニティとして目指すところは見た目がきれいであることや、防犯上の安全であり、蛇や蜘蛛の被害を防ぐことにある。一方、市として目指すところはオーストラリア古来種の保存に力点がおかれ、お互いが求めているものが異なるので、両者は話し合い適当な折り合いをつけている。

#### 2 地縁での活動

現在 42 団体ある活動しているグループは、管理する土地の周辺に住む平均6名程度で構成されている。月2時間程度週末に集まり、草取りをしたり、下枝を掃ったり、ごみを拾ったりということをする。10年以上活動を続けているグループも多い。週末に活動するグループのほか、平日に活動するグループもある。平日グループは毎週活動しているところが多い。週末グループは、平日グループに比べ活動時間が短い、各自が週末にしなければいけないことはブッシュケア以外にも沢山あり、毎週ブッシュケアができるわけでもない。たとえ十分でなくても、ある程度ケアし続けることが大事で、無理をして月1回すらできなくなることは求めている。それゆえ、むしろ市としては、2時間を越えてまでやることを推奨していない。

<sup>41</sup> <http://www.wollongong.nsw.gov.au/library/community/>

<sup>42</sup> ウーロンゴン市では、2004年6月時点で約5000haの土地を管理しており、42のブッシュケアグループがある。



ブッシュケア活動の様子（ウーロンゴン市提供）

### 3 行政(市)の役割、コーディネーターの役割

ブッシュケアグループの形成は市がある土地に関する何らかの問題の問い合わせを住民から受けることによって始まる。ボランティア活動で問題を解決できると市が判断すると、市は地元フリーペーパーの市のページに、周辺住民に対してその土地についての話し合いに参加を求める広告を出す。初めの話し合いから、活動がある程度軌道に乗るまでの数ヶ月、市の担当者も一緒になって活動に参加する。同じ様に、週末に活動があるグループの紹介が毎週されている。地元ラジオ局にも同様の広告を流す。市の担当者は、各グループコーディネーターと活動する週の前週から定期的に連絡を取り、活動予定や掲載内容を確認し、報道機関に原稿を出している。

# wollongong city council community update



## Public Notices



### PERFORMERS

#### - Expressions of Interest

Viva la Gong Festival is taking place from 23 - 31 June 2004. We are looking for a wide range of performers for the major events in the Festival including dance troupes, choirs, street performers and musical bands. The major events are planned to take place on Saturday 23 and Sunday 31 October but there may also be opportunities during the week at other times.

If you are interested in performing you will need to fill an Expression of Interest Form. This is available to view at [www.vivalagongfestival.org](http://www.vivalagongfestival.org) or call 4251 19. Deadline for Expressions of Interest is 28 June 2004.



### VOLUNTEERING

ILAWARRA  
"VOLUNTEERING - IS IT FOR ME?"

Volunteering in Ilawarra will be running free information sessions for people interested in becoming involved in volunteer work.

The sessions are designed to provide answers to commonly asked questions regarding volunteering, as well as some ideas on how to get started as a volunteer.

Sessions are scheduled for:  
**Thursday 17 June - 10.00 to 11.30am**  
in the Warilla Neighbourhood Centre  
Lakes Entrance Road, Warilla

**Wednesday 23 June - 10.00 to 11.30am**  
in the Wattle Room,  
Ground Floor, Wollongong Town Hall,  
Crown Street, Wollongong

To book your spot or to find out more please contact us:  
Phone: 4225 7812 Fax: 4225 9620

E-mail [volunteering@wollongong.nsw.gov.au](mailto:volunteering@wollongong.nsw.gov.au)  
Or stop into our office in the Wollongong Town Hall,  
Crown Street, Wollongong.

### NEIGHBOURHOOD COMMITTEE UPDATE

The next Meetings of Neighbourhood Committees for the following areas have been arranged as follows:

SUBURBS	MEETINGS
Helensburgh, Oatford, Stanwell Tops	29 June 2004, 7.30pm Helensburgh Community Hall
Austrim, Thiroul, Bulli, Woonona	15 June 2004, 7.30pm Thiroul Senior Citizens Centre
Gwynneville, Keiraville, West Wollongong, Mt Keira, Figtree	29 June 2004, 7.00pm Wollongong Senior Citizens Centre
Wollongong, North Wollongong, Mangerton, Coniston, Mt St Thomas	7 July 2004, 7.15pm Old Court House Building, Cnr Cliff Rd & Harbour St, Wollongong
Unanderra, Cordeaux Heights, Farnborough Heights, Mt Kembla	17 June 2004, 7.30pm Unanderra Community Centre, Cnr Factory Rd & Princes Hwy, Unanderra
Berkeley, Warrawang, Cringila, Port Kembla, Lake Heights, Primbbee	22 June 2004, 7.30pm Warrawang Community Centre
Windang	10 June 2004, 7.00pm Windang Senior Citizens Centre, 50 Kurrangong St, Windang



### BUSHCARE

Binging together the resources of Council and the community to protect and restore our natural areas  
[www.wollongong.nsw.gov.au](http://www.wollongong.nsw.gov.au)

#### INVITATION

Mangerton Bushcare are about to start a mid-week group to bush regenerate Mangerton Park. The work tackled will not be strenuous but will provide a mild degree of exercise in the fresh air while group members learn about their local environment and help to save this beautiful reserve. The group will meet for 2 hours once a month. If you are interested please contact Bushcare 4225 2638.

#### THIS WEEKEND'S BUSHCARE GROUP ACTIVITIES

**Coniston Heights Bushcare**  
Saturday 12 June 9am - 11am  
Woodland regeneration.  
Meet in the Reserve beside 10 Kelvin Road, Coniston  
For more information contact Bushcare 4225 2638

**Slacky Creek, Bulli**  
Saturday 12 June at 3pm  
Creepline restoration  
Meet on reserve next to 48 Hutton Ave  
For more information contact: 4283 5442

**Stanley Avenue, Farnborough Heights**  
Saturday 12 June at 1.30pm  
Creepline restoration  
Meet on reserve between Stanley Ave and Arminia Place  
For more information contact: Nancy 4272 3226

**Wollamal Point, Berkeley**  
Coastal headland rainforest restoration  
Saturday 12 June 9 - 11am  
Meet on top of Wollamal Point behind the houses.  
For more information contact 0409 022 659

**Puckey's Estate Bushcare, North Wollongong**  
Sunday 13 June 9 - 11am  
Restoration of the hind dune woodlands  
Meet at the end of the boardwalk that leads off Squires Way  
For more information contact 0403 496 943

**MID WEEK GROUPS**  
Bellambi Dune, E. Corimal, Tuesdays 9 - 11  
Ranchby Reserve, Lake Heights Tuesdays 8:30 - 9:30  
Blue Divers, Towradgi, 1st and 3rd Weds 9 - 11  
Farnborough Waterfall, Weds 9 - 11

Bushcare groups usually meet for 2 hours once a month learning new skills and meeting new people while restoring our beautiful bushland.  
For information on activities of a group near you contact Bushcare - 4225 2638  
To ensure safety and comfort on-site please wear long sleeves, long pants, strong shoes and a hat.

### DEVELOPMENT PROPOSAL

DEVELOPMENT APPLICATION 2004/905  
- DESIGNATED DEVELOPMENT AND INTEGRATED DEVELOPMENT - PROPOSED CONSTRUCTION OF A TRANSFER/STORAGE SHED AND STORAGE OF COPPER CONCENTRATE

LOT 2 DP 736695, LOT 1 DP 203780, LOT 100 DP 1013971 (JETTY NO 6) & LOT 104 DP 1013971 - PORT KEMBLA

APPLICANT - HYROCK  
CONSULTANT - WOLLONGONG CITY COUNCIL

Development Application No 2004/905 was lodged on 18 May 2004 by the applicant - Hyrock.

The application is for the construction of a shed and enclosed conveyor to enable the storage of copper concentrate prior to the exporting of the material by shipping dispatch from No 6 Jetty at Port Kembla Port.

Hyrock P/L proposes to export 200,000 tonnes per year of copper concentrate through Port Kembla Port. The copper concentrate will come from two mines: Northparkes Mines at Parkes and Cadia Mine, Orange via rail freight. It will be placed in enclosed containers and delivered to the Port by rail via train wagons 6 times a week, at a rate of 1500 to 200 tonnes at a time.

On arrival the containers will be transferred to the proposed enclosed transfer shed by forklift on a handstand area between the train and the shed. Each container from the train will be deposited through an automatic opening/closing door on the side of the shed onto what is known as a tippler which turns the container upside down within the confines of the shed emptying it. The door will then re-open and the forklift loader will return the empty container to the train. The concentrate will then be moved by a front-end loader into respective bays within the shed.

A newly constructed covered conveyor will transfer the concentrate from the shed to ships at No. 6 Jetty at a rate of 1000 tonnes per hour. The covered conveyor will be 250 metres to the Jetty with a vertical clearance of 7 metres, with a further 190 metres to the start of the loading range, which then extends a further 140 metres.

All these proposals are detailed in the Environmental

Impact Statement (EIS) accompanying the Development Application.

In addition, a number of environmental management plans are proposed to minimise environmental impacts and manage the Port Kembla site.

The proposal is classified as Designated Development under Schedule 3 of the Environmental Planning and Assessment Regulations Act, 1994 and therefore an Environmental Impact Statement (EIS) has been prepared and has been submitted with the Development Application.

The proposal is also classified as an Integrated Development since the concurrence is required from the NSW Department of Environment and Conservation (formerly the Environment Protection Authority) pursuant to the Protection of the Environment Operations Act 1997, and Part 3A permit from the NSW Department of Infrastructure, Planning and Natural Resources (formerly the Planning New South Wales) under the Rivers and Foreshores Improvement Act 1948.

Wollongong City Council is the consent authority for the Development Application.

The Development Application and accompanying Environmental Impact Statement may be inspected at - Development Assessment & Compliance Division  
Wollongong City Council  
Level 4 - 41 Burelli Street  
WOLLONGONG

Wollongong City Library  
Reference Section  
Level 1 - 41 Burelli Street  
WOLLONGONG

Warrawang Library  
Westfield Shopping Complex - Roof Level  
Cowan Street  
WARRAWANG

Department of Infrastructure Planning and Natural Resources  
Illawarra/South Coast  
84 Crown Street  
WOLLONGONG

Department of Infrastructure Planning and Natural Resources  
Planning and Assessment Branch  
20 Lee Street  
SYDNEY

Anyone may make a written submission about the development. If a submission is made by way of objection, the grounds of objection must be specified in the submission.

The Act requires the consent authority to send copies of submissions to those government agencies that have an approval role. Copies of submissions or a summary may also be provided to the applicant or other interested parties. If you do not want your submission to be made available to the applicant or other parties, please state that in your submission.  
The closing date for submissions is Monday 12 July 2004.

Please address your submission to:  
Wollongong City Council  
Development Assessment and Compliance Division  
Locked Bag 8821  
SOUTH COAST MAIL CENTRE NSW 2521  
Attention: Chris Hammersley  
Ref No: DA2004/905

If a more detailed examination of the environmental aspects of the proposal is considered necessary, the Minister may direct that a Commission of Inquiry be held before the application is determined.

If you have any enquiries regarding the proposed development, please contact Chris Hammersley, Senior Development Project Officer on 42 42277225.



### JUNE GIG GUIDE

Thur 10th NOTHING TO DAY v MI-KNESH PUNK  
FREE 6.30pm-8.30pm

Thur 17th IDIOSYNCRACY v COSBY ROCK  
FREE 6.30pm-8.30pm

Thur 24th MOZARTS FURY v FICUS METAL  
FREE 6.30pm-8.30pm

THURSDAY 'NEW PERFORMER NIGHTS' EVENTS  
FREE OF CHARGE.

Events at Wollongong Youth Centre are all ages, fully supervised, strictly drug and alcohol free events.

Any young person wishing to perform at a 'new performer night' should contact also on 4226 5969

Wollongong Youth Services is a service of Wollongong City Council located on Cnr Keira and Burelli Street.

## Positions Vacant

For more information on these & other positions, visit Council's website:  
[www.wollongong.nsw.gov.au](http://www.wollongong.nsw.gov.au).

### LIBRARIAN - CENTRAL LIBRARY

Recruitment No 04048W

### LIBRARIAN - MUSIC

Recruitment No 04049W

### LIBRARIAN - ADULT SERVICES

Recruitment No 04047W

SALARY: \$872.70 to \$1073.36 per week  
(Depending on qualifications and experience)

Wollongong City Council is seeking a number of highly skilled professional librarians for a variety of positions. All of these positions will be required to carry out library customer service duties, as well as their specialist functions.

#### Librarian - Central

This position will provide professional support in the Central Library in the areas of planning and coordinating operations and resources to achieve objectives & ensure a quality service.

#### Librarian - Music

This position will provide professional support in the Music Library in the areas of planning and coordinating operations and resources to achieve objectives & ensure a quality service.

#### Librarian - Adult Services

This position will provide professional support in the Central, Outreach and Branches sections in the area of marketing and promotion of adult library services.  
Please contact Ann Johnson (02) 4227 7400 for enquiries and selection criteria.  
Applications close 5.00pm on Monday 21 June 2004.

### PLANNING ASSISTANT - DEVELOPMENT CONTRIBUTIONS

Recruitment No 04050W

SALARY: \$5049.30 to \$595.40 per week  
(Depending on qualifications and experience)

You will need to have tertiary qualifications in town planning or a related discipline, with a good knowledge of the Environmental Planning and Assessment Act. You will be able to research social, economic and environmental factors, prepare reports and present these to Stakeholders. It is also essential that you are computer literate, with proficiency in wordprocessing and spreadsheets.

Please contact Wendy Armstrong (02) 4227 7288 for enquiries and selection criteria.  
Applications close 5.00pm on Monday 21 June 2004.

Envelopes to be marked "JOB APPLICATION - PRIVATE AND CONFIDENTIAL" and addressed to the Manager Human Resources, Locked Bag 8821, South Coast Mail Centre 2521, Wollongong City Council is an equal employment opportunity employer.

## Development Consents

The following consents have been granted by Council. Notification under Section 101 Environmental Planning and Assessment Act 1979.

- DA2003/1039 3 Aberdare Place Farnborough Heights  
Dual Occupancy
- DA2003/1637 104 Iola Avenue Farnborough Heights  
Two Storey Dwelling
- DA2003/1850 6 Hyde Street Coledale  
Demolition Of Existing Dwelling And Construction Of New Two Storey Dwelling And Garage
- DA2003/5036 82 Duke Street Woonona  
Inground swimming pool
- DA2001/187 775 Lawrence Hargrave Drive Coledale  
-  
Additions To Dwelling - Modification To Change Size Of Eaves From 2.5 To 4.5 And Removal Of Screens From Southern Dining Window
- DA2003/5010 54 Flinders Street Wollongong  
Demolition and part demolition of weatherboard and brick dwelling and extension of existing motor showroom and services building and external changes to facade
- DA2003/5138 19 O'Donnell Street Port Kembla  
Front porch & Patio / Awning to rear of dwelling
- DA2003/5145 67 King Street Warrawang  
Extension of ground floor of existing commercial building, signage and extension to the existing car park located on Darcy Wertheim Park -  
RE-ADVERTISED AMENDED PLANS RECEIVED - - -

Continued next page..

Address all correspondence to: Mr Rod Oxley, General Manager, Locked Mail Bag 8821, South Coast Mail Centre 2521  
Phone: 4227 7111 Email: [council@wollongong.nsw.gov.au](mailto:council@wollongong.nsw.gov.au) Web: <http://www.wollongong.nsw.gov.au>

地元フリーペーパーの市のページ。ブッシュケアの広告は2列目上部  
(ウーロンゴン市提供)

市では各グループを管理するにあたり、海側の土地か、山側の土地か、その間の土地（街中の土地）かという3種類に分けている。これは明らかに植生が異なるため、植生にあった苗を提供するなどの管理に使っている。グループの中にはその土地で何が育つか承知していて、その中から好みを言って選べるくらい知識のあるグループもある。しかし、通常は市の職員がグループから植林の要望を受けて、その季節や植生に応じて苗を選ぶ。

道具（鎌やナタ）を用意（貸与）するのも市の役割である。電動のこぎりや電動芝刈のように大きいものは高価で、かつ扱いが難しく危険を伴うので、使用しない。各自で使うような小さなはさみなどは、自分たちで用意する。剪定くずや拾ったゴミは市が回収する。

10年前から活動にかかる保険の扱いが厳しくなり、確実に保険の対象となるために参加者のサインや活動状況などをその都度提出しなければならなくなった。行政が新しいグループのコーディネーターにこのことを頼むのはそれほど大変ではないが、古いグループにとっては新たにしなければならなくなったことなので、行政としていかに各グループにきちんと保険書類を整えてもらうかが課題になっている。以前は活動に普段かかわっていない人が予告なしに参加することも可能であったが、現在は保険の関係で、活動する場合は事前に登録を要する。

コーディネーターのコーディネート能力に関する研修を市では行っていない。自分たちの街のことを決めるのは自分たちという意識が徹底しているため、イニシアチブをとる訓練は要しない。コーディネーターとして重荷になるのはむしろ雑多な事務処理と考えられている。

コーディネーターになるのはたいてい、最初に問い合わせをしてきた人で、とりたてて緑に関する知識がある人であるわけではない。

コーディネーターは活動に参加するとき以下のものを持っていく。

- 道具セット（手袋、タオル、のこぎり・はさみなど市から貸与されたもの）
- 農薬の説明書（誤飲するなどの事故が起きたとき、医師が正しい処置ができるように成分の詳細等を書いたもの）
- 珍しい鳥や植物を見つけたときの報告様式
- アボリジニの歴史的なものを発見したときの対処法が書かれたもの及び報告様式
- 活動記録用紙、参加者記録用紙
- 次回活動の案内票（通常毎月第〇土曜日と決まっているが念のため、次回活動日及び開始時間を書いたメモを会員に渡す）

コーディネーターの役割は、このような必要な書類を整えることや市から貸与された道具の管理することなどである。グループのグループとしての機能を維持することも重要な役割の一つである。

#### 4 活動の問題点

市にとって、グループが活動を続けていくためのモチベーションを維持することは大きな課題のひとつである。そこでクリスマス会やバーベキューなどのイベント、研修を兼ね

たほかのブッシュや植物園を訪ねるバス旅行を開催することによりブッシュケアに対する関心を深めてもらったり、コーディネーターを対象にした集まりを年3回開き、各グループでの問題などを話し合うことでよい運営方法を探ったりしている。



ボランティアの研修（ウーロンゴン市提供）

全ボランティアを対象にした、講習会のような集まりも年1回開催している。また、市の予算のほか各グループが連邦や州の基金<sup>43</sup>に応募し、それが認められるということも活動継続の原動力になる。この申請手続きは市が行い、実際に基金の受け取りも市が行う。多くのグループが必要としているような技術者に高度な作業を依頼することに対し、市は支払い業務も代行する。これは事務処理が煩雑なこととブッシュケアのグループには銀行口座がないなど基金の受け取りや支払に何かと不便が多いためである。美化運動における表彰も動機付けの一つである。ただ、最終的には「ブッシュがきれいになった」という満足感だけが活動を続けるための原動力であるので、家族が増えた、転職したなどの理由からグループを去る人もいる。

コーディネーターが転居などで去るケースもあり、これはグループそのものの存続に関わるので市にとっても重大問題である。とりあえず、市の職員がコーディネーター代わりに参加することでグループが存続しているところもあるが、市の職員がいつまでも参加するわけにもいかず（すべての活動に出席できるわけではないし、通常活動は週末なので休日出勤になる）難しい。コーディネーターを補佐し、コーディネーターは何をしているのか知っている人がグループには必要で、各グループにサブコーディネーターを設ける必要があると市では考え、育成を図っている<sup>44</sup>。結果的に休眠している団体もあるが、その土地にいざケアが必要になったときには、グループがあるので一から組織する手間は省ける。市ではそのため、休眠団体についても情報管理をしている。

<sup>43</sup> 連邦の基金には例えば、環境省（Department of the Environment and Heritage）が所管する環境保全を目指している団体を対象にした Grants to Voluntary Environment and Heritage Organisations（GVEHO）Programmeがある。NSW州の基金例としては、州の環境保全省（Department of Environment and Conservation）が運営する環境基金（Environmental Trust）がある。この中には環境保全の取り組みをしている自治体やコミュニティの組織を対象にするもの、環境教育をする学校を対象にするものなど、基金の中で区分が複数ある。

<sup>44</sup> 近隣のキャンベルタウン市（Campbelltown City Council）では100あるグループを25ずつ4人の職員が受け持ち、活動に参加して総務的な事務処理を行っている。

活動は基本的に活発であるが、昨今、各自の自由になる時間は少なくなってきた、ボランティア活動に割く時間がなくなっている。また税金を払っているのだから行政が行って当たり前という考えを持つ人も増えている。そのため、ボランティアによる運営を継続していくのは難しくなっている。今のところは直接利益をうけるのは誰か、利益を受ける人たちに頑張ってもらおうという受益者負担の精神でかろうじて運営ができていますが、市では今後も続けていけるのか危惧している。

## 5 地縁を伴わない活動

コミュニティの元の組織となるものには、地域をはじめ、学校、企業などがあり、企業はよき市民たるために従業員をボランティアに参加させることも多い。30人から40人の参加者で植林などを事前に市が手配した場所で活動する。市では植林用の苗を用意し、バーベキューなど昼食代わりのものを用意する。企業はよい企業市民をアピールでき、従業員も楽しめ、地域が緑豊かになるということで、三者がうまく収まると考えられている。



グリーンハウス公園にて。企業によるボランティア活動の様子  
(ウーロンゴン市提供)

ナショナルツリーデー (National Tree Day。一般的には毎年7月最後の日曜日 (地域で別に定めている場合もある)。地域の土地にオーストラリア固有の木々を植えようというイベント) のように広域的な大きな催しの場合は通常のボランティア以外にロータリークラブやライオンズクラブも参加する。バーベキューの準備などは彼らが行う。

このような活動は通常の6人程度のブッシュケアグループで管理しきれない規模のブッシ

ユで行われるのではなくもっと広いところで行われることが多い。

20ヘクタールあるグリーンハウス公園（Green House Park）はかつて建設廃材を野積みしていたところに土をかけて植林して造った公園で、門があり通常は施錠されている。大きなイベントはこのようなところで行われる。普段は毎週月、火曜日にボランティアが維持管理するために訪れる。彼らは多くの場合地縁によるボランティアではなく、グリーンコープス<sup>45</sup>やグリーンリザーブ（Green Reserve）<sup>46</sup>の参加者である。



グリーンハウス公園の門扉。写真右のような扉があり、通常は南京錠で施錠されている。



グリーンハウス公園内の看板。ウーロンゴン市が環境に配慮して管理している旨掲示している。

現在ウーロンゴン市は教育の街としてイメージアップを図っているが、鉄鋼の街として広く知られ空気が汚れているといったイメージが対外的にはまだ残っている。

<sup>45</sup> 第3章第3節1、参照のこと

<sup>46</sup> 35歳から65歳の転職手当受給者を対象にしたワークフォーザドールプログラムの一つ。公園周辺の遊歩道を整備したり、地域の緑地整備をしたりすることでオーストラリアの自然環境と文化を保護再生させることを目的としたボランティア活動



グリーンハウス公園内の様子。手前は植林したばかりで、まだ木の丈が低い。

(2004年6月撮影)

なお、ブッシュのケアではないが、似たような活動が植物園においても行われている。ウーロンゴン市には、市営の植物園としてはオーストラリア最大クラスの植物園があり、フレンドと呼ばれるボランティアが活動している。二ヶ月に一度の会議のほか、育苗、剪定、下草刈など<sup>47</sup>を行うために毎週木曜日に集まる。苗は植物園に植えるためばかりでなく、市内のブッシュケアグループの求めに応じて配られたり、年2回の地元住民を対象にした即売会で販売されたりしている。このような即売会の運営補助もボランティアが行う。

フレンドの九割はリタイヤした人たちで、おしゃべりをしながら仲間と楽しく過ごすことを楽しみにしている人が多い。一方、仕事を持っているボランティア参加者にとって、平日の活動は難しいが、「仲間と楽しく」を求めるのではなく、植物や育苗、ブッシュケアに関する知識を得るために参加している場合が多い。

## 6 参加者の動機

ブッシュケアの事例には、実際の活動（作業）内容がほとんど変わらなくても、活動の場や継続性により異なる側面の動機を認めることができる。

2で取り上げた地縁での活動では、①「地域に直接関わり自らが参加することで、目に見える形で効果が出るから」という動機があげられる。近所のブッシュが繁茂して不用心だと思えるのも、毒蛇が出て困るのも参加者自身であり、従ってきれいにして安全な居住空間を確保することによりメリットを受けるのも活動する参加者自身である。

一方、5で取り上げた地縁を伴わない活動では、勤務先がナショナルツリーデーに参加する場合やグリーンコープス、グリーンリザーブの活動への参加があり、それらについては②「職場で促されたから、所得補助の受給用件の選択肢の一つだから」という外部的要因の動機があげられる。

また、植物園での活動は③「純粹に誰かの役に立ちたい、そのことに興味関心がある」という動機があげられる。ただ植物園の例は、植物園隣の住民が植物園の虫が自宅へ来る

---

<sup>47</sup>職員の指示の下で実施される。

のを避けるために参加するのであれば①の動機としてあげられる。このように活動そのものは変わらなくてもその背景は異なっているのである。

## 参考文献・ウェブサイト

オーストラリアにおけるボランティア活動の現状 自治体国際化協会  
クレアレポート No 130 (January 31, 1997)

The Australian Bureau of Statistics, Voluntary Work Australia, Cat.4441.0, 2000

The Australian Bureau of Statistics, Labour Force Australia, Cat.6202.0, Nov 2004

The Australian Bureau of Statistics, 2004 Year Book Australia

Commonwealth of Australia 2002 “Volunteering as part of Australians Working Together – Information for community organisations”

Annual Report -For the year ended 30 June 2004 Volunteering NSW

Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

Volunteering Australia

<http://www.volunteeringaustralia.org/>

Volunteering Australia 提供のボランティアあっせんサイト Go Volunteer

[http://www.govolunteer.com.au/default\\_open.htm](http://www.govolunteer.com.au/default_open.htm)

Volunteering NSW

<http://www.volunteering.com.au/>

Centrelink

<http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/home/index.htm>

連邦政府雇用就労環境省(Department of Employment and Workplace Relations)提供の  
ボランティアあっせんサイト Volunteer search

<http://www.volunteersearch.gov.au/>

SEEK Volunteer

[http://www.volunteer.com.au/index\\_volunteer.htm](http://www.volunteer.com.au/index_volunteer.htm)

連邦政府雇用就労環境省(Department of Employment and Workplace Relations)

<http://www.dewr.gov.au/default.asp>

Green Reserve

<http://www.greenreserve.com.au/greenreserve/index.htm>

連邦家族コミュニティサービス省 (Department of Family and Community Services)

<http://www.facs.gov.au/internet/facsinternet.nsf>

NSW 州コミュニティサービス省 (Department of Community Services)

<http://www.community.nsw.gov.au/>

連邦高齢者厚生省(Department of Health and Ageing)

<http://www.health.gov.au/>

NSW 州高齢者身障者在宅介護省(Department of Ageing, Disability and Homecare)

<http://www.dadhc.nsw.gov.au/DADHC>

Wollongong City Council

<http://www.wollongong.nsw.gov.au/Index.html>

Volunteering Illawara

Locked Bag 8821 South Coast Mail Centre NSW

Wollongong City Library

<http://www.wollongong.nsw.gov.au/library/>

Mosman Municipal Council

<http://www.mosman.nsw.gov.au/>

【執筆者】

(財) 自治体国際化協会シドニー事務所 川村昌子 所長補佐



## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第280号	オーストラリアにおけるボランティア	2006/3/24
第279号	韓国の雇用政策－若年層及び高齢者に対する施策を中心として－	2005/12/27
第278号	英国の地方政府会計制度詳解	2005/12/27
第277号	韓国の地方分権政策－地方分権5カ年総合実行計画策定－	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政－第4の地方団体－	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について－企業支援施策を中心にして－	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加－交通計画における合意形成手法－	2005/7/12
第264号	米国における災害対策－地方政府内外で行政機関の連携－	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画－その制度と現状－	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画－コンセプトプラン2001を中心にして－	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。

